

4月から国民年金制度が大幅に変更になりました

●詳しくは
市民課国保年金係(☎・内線1132)

平成26年4月から国民年金の制度に多くの改正がありました。その一部を紹介します。

さかのぼって免除申請ができます

改正前、国民年金保険料をさかのぼって免除申請できる期間は、申請時の直前の7月(学生納付特例は4月)まででした。

4月からは、過去2年(2年1カ月前)までさかのぼって免除申請ができるようになりました(学生納付特例も同様。関連記事31頁)。

【例：平成26年4月に免除・納付猶予を申請する場合】

			申請月 ↓		
	24年 3月		26年 4月		26年 6月
これまで		←申請が可能な期間→			
4月から	←申請が可能な期間→				

【ご注意ください】

- ※ 学生であった期間は、学生納付特例に限られます。
- ※ 免除は、前年所得や失業の状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

付加保険料も2年間納付できます

これまで、付加保険料は納期限(翌月末)までに納めなければ、自動的に納めることができなくなる取り扱いでした。

4月からは、国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになりました。現在、付加保険料を納付している人は、手続き不要です。

未支給年金を受け取れる範囲が拡大

これまで、未支給年金を受け取れる遺族の範囲は、亡くなった人と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でした。4月からは、これに加え、3親等内の親族まで範囲が拡大しました(4月以降に亡くなった人の未支給年金が対象です)。

■新たに未支給年金を受け取れる遺族

1親等	子の配偶者、配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹
3親等	ひ孫、曾祖父母、ひ孫の配偶者、甥・姪、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

脳ドック受診者に対して費用の一部を助成します

●詳しくは
健康福祉課健康推進係(☎・内線1173)

岩手県は、昨年、脳卒中死亡率が全国1位となり、より一層の予防対策が必要となりました。

市は、脳卒中予防事業の一つとして、平成26年度に脳ドック検診を受診する人へ、費用の一部を助成します。ただし、助成は、右下の「助成対象者」の条件に該当する人のみとします。対象になる人で、受診を希望する人は、申し込みください。

■助成金額 10,000円

※ 受診後、請求手続きをいただいてから、お支払いします。

■受診機関 脳ドック検診を実施する医療機関

※ 医療機関への連絡は、市の助成申し込みが済んだから、各自で直接予約をしてください。

■助成申込方法 市役所健康福祉課、松尾・安代両総合支所、田山支所に助成申し込みをしてください。

■申し込みに必要なもの 保険証など(氏名・生年月日を確認するため)

※ 助成申込時に、受診の説明などを行います。

■助成申込期限 平成26年9月1日(月)まで

■対象となる受診期間 26年4月1日(火)から27年1月31日(土)まで

■助成対象者 ▶市内に住所がある人▶下表の生年月日に該当する人

助成対象となる生年月日(Sは昭和を表します)	
S 53.4.2～S 54.4.1	S 28.4.2～S 29.4.1
S 48.4.2～S 49.4.1	S 23.4.2～S 24.4.1
S 43.4.2～S 44.4.1	S 18.4.2～S 19.4.1
S 38.4.2～S 39.4.1	S 13.4.2～S 14.4.1
S 33.4.2～S 34.4.1	

※ 脳血管疾患の治療中または経過観察中の人、他の脳ドック補助を受けられる人は助成の対象外です。